

北九州工業高等専門学校		開講年度	令和05年度 (2023年度)		授業科目	法学・知財（後期）	
科目基礎情報							
科目番号	0116			科目区分	一般 / 選択		
授業形態				単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	生産デザイン工学科（知能ロボットシステムコース）			対象学年	4		
開設期	後期			週時間数	2		
教科書/教材	使用しない						
担当教員	山崎 淳司,白神 宏						
到達目標							
①法学の概要を理解する。法学には法律だけでなく、条例、政令、省令といった実定法や自然法も存在すること理解する。 ②実定法を大まかに分類し、それぞれの特徴を理解する。実定法は大まかに公法、私法、社会法、実体法、手続法などに分類でき、それぞれに特徴があることを理解する。 ③私法（民法）の基本原則を理解し、物権、債権（契約）、不法行為、親族、相続の概要を知る。また公法の代表的な法である刑法の基本原則も理解し、構成要件、違法性、責任の概要も知る。更に知的財産権の内容を理解し、特許権の出願手続の一連の手続も知る。							
ルーブリック							
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	法学の概要を理解する。	法学の概要を理解し、法律と条例、政令、省令の違い、実定法、自然法、「法の支配」と「法治主義」の違いを十分に説明できる。		法学の概要をほぼ理解し、実定法と自然法の違い、「法の支配」と「法治主義」の違いをほぼ説明できる。		法学の概要の理解に乏しく、実定法と自然法の違い、「法の支配」と「法治主義」の違いを説明できない。	
評価項目2	実定法を大まかに分類し、それぞれの特徴を理解する。	私法、公法、社会法、実体法、手続法を分類することができ、それぞれの特徴とつながりを十分に説明できる。		私法、公法、社会法、実体法、手続法を大まかに分類することができ、それぞれの特徴をほぼ説明できる。		私法、公法、社会法、実体法、手続法を分類できず、それぞれの特徴やつながりを説明できない。	
評価項目3	私法の（民法）の基本原則、刑法の基本原則及び知的財産権の種類を理解し、それぞれの各論の内容を大まかに知る。	私法（民法）、刑法の基本原則、知的財産権を十分に理解し、物権、債権、契約、不法行為、親族、相続、構成要件、違法性、責任、特許権、実用新案権、特許出願手続の内容を十分に説明できる。		私法（民法）、刑法の基本原則、知的財産権をほぼ理解し、物権、債権、契約、不法行為、親族、相続、構成要件、違法性、責任、特許権、実用新案権、特許出願手続をほぼ説明できる。		私法（民法）、刑法の基本原則、知的財産権を理解できず、物権、債権、不法行為、相続、構成要件、違法性、特許権、実用新案権といった各論を説明できない。	
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	まず、法学の概要を解説するところからはじめる。具体的には法学には法律だけでなく、条例、政令、省令といった実定法や自然法も存在することを説明する。次に、実定法を大まかに分類し、それぞれの特徴を理解をできるように授業を進める。具体的には、実定法は大まかに公法、私法、社会法、実体法、手続法などに分類できるようになり、それぞれに特徴があることを理解し、それぞれのつながりまで説明できることを目標とする。さらに私法（民法）の基本原則を説明し、物権、債権（契約）、不法行為、親族、相続の概要を理解できるように授業を進める。出来れば公法の代表的な法である刑法の基本原則もふれて、構成要件、違法性、責任についても説明してゆきたい。最後に知的財産について触れる。知的財産権である特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の内容を理解し、特許出願一連の手続も理解できるように授業をすすめる。						
授業の進め方・方法	パワーポイントのスライドと教科書を併用しながら、授業を進める。毎回、レジュメとスライドのプリントを配布する。						
注意点							
授業の属性・履修上の区分							
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☐ 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	オリエンテーション・「法とは何か」「法治主義」「法の支配」		法と道徳の違い、実定法と自然法の違い、「法治主義」と「法の支配」の違いをそれぞれ理解する。		
		2週	実定法の分類 私法、公法、社会法		私法、公法、社会法の違いと特徴を理解する。		
		3週	法律を意識する場面、問題の解決方法		実体法と分類と手続法のつながりを理解する。民事裁判と刑事裁判の違いを知る。		
		4週	私法（民法）の基本原則（1）個人主義、私的財産権、自由と平等、私的自治の原則、私的所有権の保障		個人主義、私的所有権、自由と平等が私法（民法）の基本原則に深く関わっていることと理解する。		
		5週	私法（民法）の基本原則（2）意思自治の原則、自己責任の原則、公共の福祉		意思自治の原則、自己責任の原則の内容を理解する。私権と公共の福祉の関係について考察を深める。		
		6週	物権と債権、物権の内容 動産、不動産		物権と債権の違いを知り、それぞれの特徴を理解する。物権の客体が動産と不動産に分かれそれぞれの公示方法が違うことを知る。		
		7週	債権（1） 債権の特徴 契約の種類 売買契約（1）		債権の特徴を理解し、売買契約以外にも法定典型契約があることを知る。売買契約を素材に契約の効果を知る。		
		8週	中間試験				
	4thQ	9週	債権（2） 売買契約（2）債務不履行		売買契約を素材に債務不履行に陥った場合の法的解決方法を知る。		
		10週	不法行為 債務不履行による損害賠償と不法行為による損害賠償		損害賠償請求にも債務不履行によるものと不法行為によるものがあることを知る。それぞれの違いを理解する。		
		11週	家族法 親族、相続 婚姻関係 法の下での平等 婚姻の自由 法定相続		家族法が抱える問題を知る。婚姻関係を素材に法の下での平等と民法の問題を考察する。また、法定相続による相続の計算を知る。		

		12週	刑法 基本原理、構成要件、違法性、責任	刑法の基本原理を理解する。罪は構成要件を満たすだけでは成立せず、他に違法性と責任がないと罪が成立しないことを知る。
		13週	知的財産（1） 知的財産権の内容 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権	知的財産権の種類を知り、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権のそれぞれの特徴と違いを理解する。
		14週	知的財産（2） 特許権の内容 「発明」とは、自然法則、利用、創造性、高度性、職務発明	特許権における「発明」とはどのようなものかを理解する。職務発明の意味を理解する。
		15週	知的財産（3） 特許権出願手続 特許出願、特許権出願公開制度、審査請求制度、特許査定、拒絶査定、特許登録	特許権の出願から特許登録までの一連の手続を知る。特許査定の査定を受けるための「補正」を理解する。
		16週	期末試験	

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
基礎的能力	人文・社会科学	社会	公民的分野	自己が主体的に参画していく社会について、基本的人権や民主主義などの基本原理を理解し、基礎的な政治・法・経済のしくみを説明できる。	3	後1,後2,後4,後6
			現代社会の考察	現代社会の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について人文・社会科学の観点から展望できる。	3	後3
	工学基礎	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	説明責任、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的な責任事項を説明できる。	3	後10
				知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。	3	後13,後14,後15
				知的財産の獲得などで必要な新規アイデアを生み出す技法などについて説明できる。	3	後13,後14,後15
				技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。	3	後3,後5,後10
				技術者を目指す者として、諸外国の文化・慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令を守ることの重要性を把握している。	3	後3

評価割合

	試験	演習・レポート	合計
総合評価割合	90	10	100
基礎的能力	90	10	100